学びの自己決定と多様な学びのこれから
―こども基本法・こども大綱と普通教育機会確保法をふまえて―

早稲田大学名誉教授　喜多　明人

はじめに　―自己決定的権利の研究(2)―

前回は、こども基本法の成立を契機として、あらためて総論として子どもの意見表明権（条約 12 条）の理解と解釈について総合的に検討してみた。そのなかで、日本社会、教育界において、なぜ、子どもの自己決定的権利としての理解、解釈が進まないのか、その原因や背景について検討してきた。

それは一言でいえば、子どもの意思・自己決定よりも、おとな・学校の意思、教育的イニシアティブ（発達科学を基礎とした教育実践・指導理論、教育の専門性、教育目的・学校中心主義等）を優先したからではないか。その考え方にどのようにメスを入れていくのか、が、本研究のベースとなる問題意識であり、検討していく基本的視点の一つである。

今回は、その点で有力な手掛かりを与えてくれている「多様な学び」研究から深めてみたい。

1　学びの自己決定と多様な学びを方向づける基本原理(1)

(1) オルターナティブ教育から多様な学びへ

2016 年 12 月、普通教育機会確保法が成立し、学校外の普通教育、多様な学びの場への公的支援が法制化された。この法律の立法運動の要の一つは、「多様な学び保障法を実現する会」の活動であった。その成果は、喜多・中村編『多様な学びを創る』（東京シューレ出版）にまとめられている。ただし、この会は、もともとの発足時は、「オルターナティブ教育法を実現する会」という名称であり、国会対策の中で、この名称が「多様な学び保障法を実現する会」に変更されたのである。

つまりもともとは「多様な学び」は、オルターナティブ教育の代替用語であったわけであった。しかしその後、同会における「多様な学び」の実践研究の蓄積と、時代的にも「多様性」（ダイバーシティー）を求める社会の進展により、多様な学びを独自な教育価値をもつ言葉として評価しなおし、新たな実践領域を示す言葉として使われ始めた。

(2) 多様な学びを方向付ける 3 つの原理

では、多様な学びとはなにか。

この学びの多様性については、吉田敦彦が著書、論文で何度か論じているが、3 つの原理があるとしてきた。

第一は、代案性。

第二は、選択性。

（吉田は多様性と表現しているが、その趣旨を選択性に限定して、多様性原理のいち構成要素にしてよいのではないか。）

第三は、別様性である。

この 3 つの原理から、学びの自己決定性を深め、多様な学びの方向性を考えてみたい。

2　もう一つの学校（学びの多様化学校）―代案性

「代案性」の考え方は、“もうひとつの”という意味あいが重要と思われる。“オルタナティブ”の訳語でもある。学校外の普通教育、子どもが選択するもう一つの学びの場という意味である。すでに“もう一つの学校”は、日本をはじめ世界各国で法制化（公教育化）されてきた。

(1) 学びの多様化学校のこれから

欧米のオルターナティブ・スクール、韓国の代案学校、台湾の実験学校、そして日本では「不登校特例校」と呼ばれてきたが、2023 年 8 月 31 日の文科省通知で、「学びの多様化学校」と名称変更された。8，31 通知では、この名称変更は、個別の学校名称の変更ではなく、「分類上の変更」

を指すとしている。それは、「もう一つの学校」としての制度上の表記の名称変更であり、学びの多様化学校が、今後の学校外の普通教育を担っていくことを期待したい。

日本においては、学校外の普通教育は、これまで１条校（学校教育法１条で適用を受ける学校）から排除されてきたフリースクールやホームエデュケーションのほか、オルターナティブスクールと言われるシュタイナー、サドベリ、フレネ等、および外国人学校も含まれるべきである。そうでなければ、「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について」（文科省通知・COCOLOプラン）は成立しない。また、普通教育機会確保法）13条で明示された「不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性」が空文となってしまう。

(2) 高根沢町「町営フリースペース・ひよこの家」

学校外の「もう一つの学校（普通教育）」の事例としては、栃木県・高根沢町「町営フリースペース・ひよこの家」を取り上げておきたい。地元では、その設立時から「もう一つの学校」と呼ばれてきた。

「子どもにとって大切なことは、どこで学ぶかではない。何を学ぶかである」

この言葉は、当時、「もう一つの学び、学校」を構想した高橋元町長の言葉である。

町長は、就任するとまもなく町の施設視察を行い、不登校対策の施策として適応指導教室を訪問し、「適応指導教室になぜ子どもがいないのか？」と尋ねた。不登校の子どもは20名以上いながら、教育委員会が用意した適応指導教室には寄り付かなかった。そんな中で、冒頭の発言となったのである。そこで20年前から、高根沢町では、（表面的に）学校復帰を目的としない町営フリースペースづくりがおこなわれていったのである。

早稲田大学大学院・科研費研究プロジェクトのメンバーが、「ひよこの家で育った子どもは、どんな力、学力が身につくのでしょうか」と問うと、元町長は、「震災が起きても生き抜いていく力だよ」とでは「具体的には、どんな力ですか」と再質問すると、元町長は「たとえば、毒キノコを見分ける力とか‥‥」と答えてくれた。

このような回答例は、やはり20年前に、学校復帰を目的としていないフリースペース「えん」を主催してきた川崎市子ども夢パーク所長の西野博之が、「人との出会いを生かす力、自分ができないところを人に協力してもらえる力」だ、と答えてきたことと連動する。相手を蹴落とす「競争学力」重視の学校とは異なり、どれだけ社会でともに生きていく力が身についているのかが問われている。

3　子どもと保護者が選ぶ「学びの場」―選択性

第二に、選択制の原理が重要となる。

こども基本法は、国や自治体が子ども政策を策定・実施・評価する際に子どもや保護者の意見反映を義務づけた（11条）。子どもの自己決定的な意見表明の優先的考慮がうたわれ、学校内外の多様な学びが登場してきた。そこで特徴づけられるのは、“もう一つの学校”を作る主体である子どもや保護者の存在である。

(1) 保護者の普通教育保障義務と教育選択権

学校外の普通教育、多様な学びの場を創っていく際には、「普通教育を受けさせる義務」（憲法26条２項）を負う親・保護者の教育選択の自由、学校選択の権利がことのほか重要になってくる。多様な学びの考え方は、子どもや親・保護者の視点から、学びの場を作り変えていくという教育改革の一般原理でもある。かつ、この多様性の理念を支える教育の「選択性」の概念は、多様な学び全体を支えていくための法的な基盤・土台ともいえる。

国内法上は、民法において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」（民法820条）とされており、自然法上の権利とされている。

国際法上は、「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する」（世界人権宣言26条３項）とあり、「（父母は）自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有する」（国際人権規約Ａ規約13条３項）とされ

てきた。

子どもの権利条約に即して言えば、5条と18条において子どもの学ぶ権利の行使を支える親・保護者の教育選択の権利と責任を明らかにしたといってよい。

こども基本法11条における養育者・保護者の意見反映義務に関しては、以下のような親の意識の反映でもあるといえる。

(2) 子どもの自己決定力を求める親・保護者

ママ♡エンジェルス『市民ママたちによる教育に関するアンケート：中間報告』（回答件数1080件（実施期間2023年11月23日―12月14日）によれば、「教育政策を決める際に、保護者らの意見を聞いて国や自治体の政策に 反映させるきだと思いますか？」（Q12）に対して、「はい」との回答は971件（89・9%）にのぼった。ちなみに、「子どもが自らの可能性を発揮して生きるためには、どのような能力を養う教育が必要だと思いますか？（複数回答可）」（Q3）では、第1位　自分を肯定する力（943件）、第2位　チャレンジする力（916件）、第3位　自分で決める力（854件）、同率3位　発想力・想像力（854件）であった。子どもの自己肯定力、チャレンジ力、そして自己決定力に現代の親・保護者が期待を寄せていることが理解できる。

4　既成の価値観とは異なる「多様な学び」―別様性

第三の別様性とは、既存のものに対して、新しいものという意味であり、まさに既成の教育に対する改革を志向する貴重な理念といえる。別様性という言葉には、マイノリティとか少数派的なという意味合いもあるが、一番大事なのは、教育において既存のものとは異なる何か、という問いかけであり、一言で言えば、＜教えられて育つ＞、＜教えられて学ぶ＞という、既存の教育価値観に対抗する概念である。

先生がいて、生徒がいる。教えるという教授行為があって、学び、学習という行為が成り立つ。それが教授学習論をベースとした定型的な学校の学び方である。これに対して、既存のものではない、つまりそういう定型的なものではない、不定形のもの、もっと子どもたちが自由に学べるような環境を作れないか、というのが、オルタナティブ教育の原点にある。

(1) 自己決定の主体として、不定型の学びを求めて

ただ、日本の場合には、定型的な教育制度が発達しすぎており、「子どもは教えられなければ育たない」と、教えることが万能になってしまうような教育観が定着してしまった。オルタナティブ教育が求めているのは、子どもたちが自分の意思と力で成長していこうとする営みをサポートする、自己形成力を引き出していくような、非定型の学びの支援である。そのような考え方に向かっていく視点がこれまでとても弱かった。その弱さゆえに、不確定なものへの反動もあって「オルタナティブは学校否定の教育」とか、「学校を解体するものだ」とか、一方的な批判しか出てこなかったといえる。本来的には、子どもを自己形成、自己決定の主体ととらえて、オルタナティブ教育論を受けとめていくべきであった。

2023年12月、こども大綱が閣議決定された。

「こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。」（『こども大綱』9ページ）

「こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成が欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。」（『こども大綱』10ページ）

このように今日、子どもを自己決定の主体として、その意見形成の支援が求められている。

(2) 自分の意思で学ぶ権利

さらには、地方自治の分野でも、子どもの学ぶ権利の条例化が進んでいる。

先述した栃木県高根沢町では、町営フリースペース「ひよこの家」の学習活動の発展として、「子どもの学ぶ権利に関する条例」案が審議されたが、庁内調整が不調に終わりこども条例の一条

項にとどめられた。

条例案は、前文、第1章総則、第2章学ぶ権利の普及、第3章子どもの生活の場における学ぶ権利の保障、第4章子どもの学ぶ権利に関する施策の推進と検証、第5章雑則、附則（平成31年4月1日施行）とあった。

東京都こども基本条例8条（こどもの学び、成長への支援）では、以下のように定められている。

「都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人ひとりの個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。」

武蔵野市子どもの権利条例では、「自分の意思で学ぶ権利」（3条5項）が掲げられて、15条（多様な学びの場）では以下のように定めている。

「市は、何らかの理由により学校に通うことのできない子どもが自らの社会的自立を目指し、自らに適した学びの場を選択できるように、多様な学びの場の拡充に努めます。

2　市は、学校以外の多様な学びの場においても、子どもが安心して学ぶことができるよう、環境の整備と子ども1人ひとりの状況に応じた支援を行うよう努めます。」

以上のとおり、法制度的には、学校外の学びの場の法制化を通して、教師から子どもへ教育的イニシアティブ（主導権）の転換が始まっている。子どもの教育への権利は、「To（～への）」という用語の使い方として、教育（内容）へ参加する権利の行使を内包する言葉と理解されてきた（荒牧重人「教育への権利」論文参照)。さらには、子どもの教育への権利（条約28条）から子どもの学ぶ権利の行使（条約5条）へと展開されているのである(2)。

注

(1)　詳しくは拙稿・喜多明人他編『子どもの学ぶ権利と多様な学び』 エイデル研究所、参照。

(2)　教育への権利から学ぶ権利の行使へ、その展開については、「不登校の子どもの権利宣言」参照。